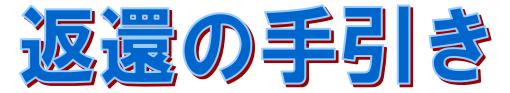
重要•保管

返還完了まで 絶対に捨てないでください

熊本県通学支援奨学金



【平成30年5月改訂版】

奨学生番号	
卒業学校名	
氏 名	

【 注 意 】

大学等への進学で返還の猶予を希望する場合 5~6ページ(返還の猶予)を必ず読んで 手続きに漏れがないようにしてください

紛失された場合、住所、氏名を記入した封筒に 140 円切手を貼って、熊本県高校教育課まで郵送してください。(必ず「返還の手引き再発行希望」と明記してください。) 郵送のほか熊本県教育委員会ホームページからダウンロードもできます。

熊本県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係

住所: 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話:096-333-2682

目 次

Ι	はじめに	•		•		Ρ	1
п	返還完了までの流れ(学校卒業の場合)	•	•	•	•	Ρ	1
ш	通学支援奨学金借用証書等の提出	•	•	•	•	Ρ	2
IV	通学支援奨学金の返還	•	•	•	•	Ρ	3
V	返還の猶予		•	•	•	Ρ	5
VI	住所・氏名その他重要事項等の変更	•	•	•	•	Ρ	7
VII	返還金の滞納と督促		•		•	Ρ	8
VIII	各種様式及び記入例	•			•	Р	9

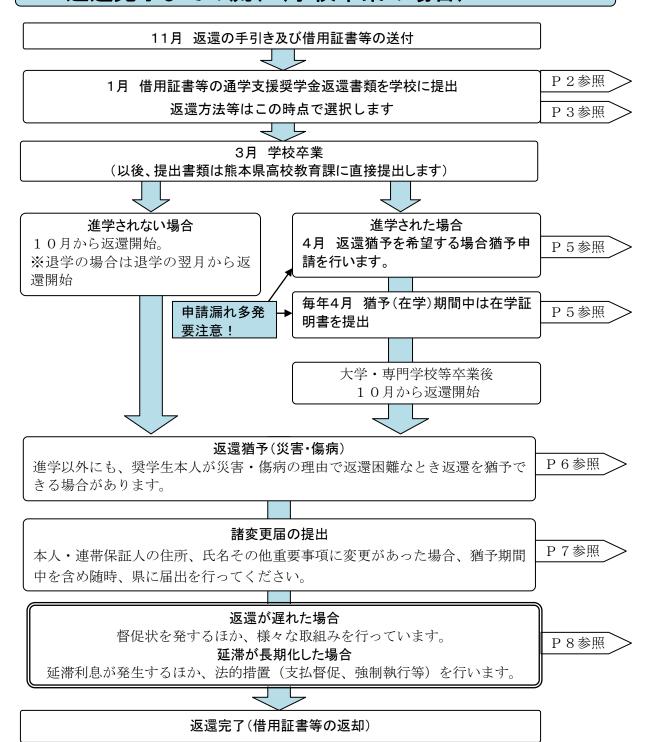
I はじめに

この手引きは、通学支援奨学生の皆様が今後の返還を円滑に行っていただくために 作成したものです。

返還金は、後輩の通学支援奨学金として再び活用されており、返還金がなければ通 学支援奨学金の運営に重大な支障をきたします。

返還に関する決まりや必要な手続きについては、手引きの記載に従い、必要な時期に確実に行ってください。

Ⅱ 返還完了までの流れ(学校卒業の場合)



Ⅲ 通学支援奨学金借用証書等の提出

1 通学支援奨学金借用証書、通学支援奨学金返還明細書、印鑑登録証明書の提出 次の事由により貸与が終了する場合、以下の書類を提出します。提出がない場合、 返還方法が確認できませんので、一括返還を求めることがあります。

	11 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 /			
事 由	① 卒業したとき			
	② 資格喪失したとき			
	③ 辞退したとき			
	④ 退学したとき			
	⑤ 成業の見込がないとき			
	⑥ 教育委員会が必要と認めたとき			
提出書類	① 通学支援奨学金借用証書			
	② 通学支援奨学金返還明細書			
	③ 連帯保証人の印鑑登録証明書			
提出先	各学校			

2 借用証書、返還明細書の作成

作成にあたっては、次の注意点を厳守するとともに、別紙記入例を必ず確認のう え記入してください。

住所、氏名等を記入する箇所は、必ず通学支援奨学生、連帯保証人のそ
れぞれ本人が、自筆で記入してください。
数字で記入する個所は正確・鮮明に算用数字で記入します。
連帯保証人については原則として貸与決定時の誓約書に記載された方を
記入して下さい。
誓約書に記載された、連帯保証人に変更がある場合は、借用証書、返還
明細書と併せて連帯保証人の変更届(P14参照)を提出してください。

※返還方法等は、P3~4を確認のうえ選択してください。

借用証書等の住所、氏名等は必ず、通学支援奨学生、連帯保証人それぞれ本人が、<u>自筆で記入</u>してください。

「Ⅳ 通学支援奨学金の返還

1 返還の方法

(1)口座振替

返還は原則として口座振替により行います。「熊本県育英資金返還金口座振替申出書」を借用証書・返還明細書・印鑑登録証明書とともに学校に提出してください。

肥後銀行のみ			
(肥後銀行以外の金融機関の口座は設定できません)			
① 口座振替は毎月の納入期限日1回限りです。			
(再度の口座振替はできません)			
② 残高不足とならないよう振替日の前に必ず残高確認をしてく			
ださい。			
③ 連帯保証人名義の口座の設定も可能です。			

(2)納入通知書

口座振替が困難な場合に限り、次の金融機関窓口において納入通知書で返還することができます。

金融機関	① 肥後銀行の本店、支店、出張所及び各代理店				
	② 熊本銀行、みずほ銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央				
	信用金庫、天草信用金庫の本店、支店				
	③ 熊本県信用組合、横浜幸銀信用組合、熊本県医師信用組合、九州労働				
	金庫、商工組合中央金庫の熊本県内本店、支店				
	④ 三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、福				
	岡銀行、西日本シティ銀行、十八銀行、大分銀行、豊和銀行、宮崎銀				
	行、鹿児島銀行、北九州銀行、南日本銀行、長崎銀行、の各銀行熊本				
	県内支店				
	⑤ 熊本県内単位農業協同組合の本所、支所、農林中央金庫熊本支店				
	※ゆうちょ銀行では納入できません。				
注意点	次の場合には、必ず熊本県高校教育課(096-333-2682)まで御連				
	絡ください。				
	① 納入期限を過ぎて納付書で返還する場合				
	② 納入期限を過ぎても納入通知書が届かない場合				
	③ 納入通知書を紛失した場合				

2 割賦方法及び返還割賦額

割賦方法は次のいずれかの方法を選択してください。なお、返還割賦額は「通学支援奨学金返還明細表」記載の金額を参考にしてください。

割賦方法	振替日 (納入期限)
一括	
年賦	10月25日
半年賦	4月25日、10月25日
月賦	毎月25日
月賦・ボーナス併用	毎月25日(6、12月にボーナス分を加算)

※口座振替の場合、25日が金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

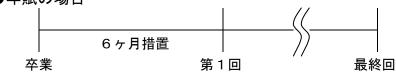
※納入通知書の場合、記載されている納入期限(返還の期限)内に納入してください。

3 返還開始の時期

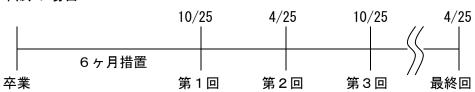
事由	返還開始	
卒業したとき	貸与終了の6ヶ月後	
辞退したとき	(3月卒業の場合は10月から返還開始)	
成業の見込がないとき		
教育委員会が必要と認めたとき		
退学したとき	貸与終了の翌月	

【参考】返還方法のイメージ





●半年賦の場合



●月賦、月賦・ボーナス併用の場合



V 返還の猶予

通学支援奨学生本人が、在学・進学・災害・傷病のいずれかに該当する場合、申請に基づき一定期間返還を猶予(返還の先延ばし)することができます。ただし、次の点に御注意ください。

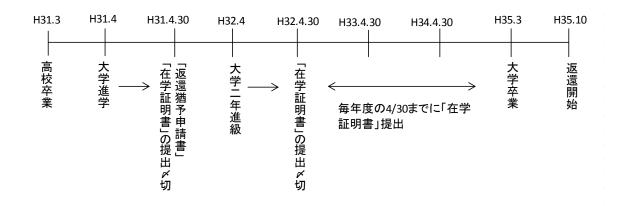
- □ 猶予申請時に滞納がないことが返還猶予の条件となります。□ 返還期限が到来していない返還金についてのみ猶予を行うことができます。(返還期限が過ぎた返還金の猶予を行うことはでき)
 - ません。)

(1) 在学・進学による猶予

· · · · ·	
対象者	【在学猶予】貸与終了後も引き続き高校・大学等に在学している者
	【進学猶予】貸与終了後、大学又は専修学校等(防衛大など給与又
	はそれに類するものが支給される学校は除く)に進学した者
猶予期間	在学している期間
提出書類	【初年度】
	① 通学支援奨学金返還猶予申請書 (P10参照)
	※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は番号ごとにそれ
	ぞれ猶予申請書を提出してください。
	② 進学先又は在学先の在学証明書(原本)
	【次年度以降】※卒業するまで毎年提出が必要です。
	① 毎学年の在学証明書(原本)
	※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、在学証明書に通
	学支援奨学生番号を2つ御記入ください。
	于人成天于工曲为6.2 7时间入入7.00 0
	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。
提出先	
提出 先 提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。
	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課
	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、 文書にて届け出てください。
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、 文書にて届け出てください。 ② 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6ヶ月を経
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、 文書にて届け出てください。 ② 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6ケ月を経 過した日の属する月の翌月から返還開始となります。引き続き
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、 文書にて届け出てください。 ② 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6ケ月を経 過した日の属する月の翌月から返還開始となります。引き続き 猶予を希望する場合は、猶予期間終了前に再申請する必要があ
提出期間	※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。 熊本県高校教育課 毎年4月1日~4月末日 ※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。 ① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、 文書にて届け出てください。 ② 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6ケ月を経 過した日の属する月の翌月から返還開始となります。引き続き 猶予を希望する場合は、猶予期間終了前に再申請する必要があ ります。なお、猶予は遡って申請することはできませんので注

卒業後に大学進学等で返還猶予を希望する場合は 毎年手続きをする必要があります。

【参考】進学による猶予のイメージ



(2) 災害による猶予

対象者	災害を受けた通学支援奨学生			
猶予期間	1回の申請につき1年以内			
提出書類	① 通学支援奨学金返還猶予申請書(P10参照) ※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、通学支援奨学生を			
	号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してくさい。 ② り災証明書			
提出先	熊本県高校教育課			

(3)傷病による猶予

5 / 物が1-5 も治り				
対象者	傷病により就労が困難な通学支援奨学生			
猶予期間	1回の申請につき1年以内			
提出書類	① 通学支援奨学金返還猶予申請書(P10参照)			
	※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、通学支援奨学生番			
	号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してくさい。			
	② 医師の診断書 (原本)			
	※就労不可能期間が記載されているもの。			
提出先	熊本県高校教育課			
注意点	① 就労不能期間の記載のない診断書は、理由を問わず受け付ける			
	ことができません。			
	② 診断書作成に要する費用は申請者が負担することになります。			
	猶予が認められなかった場合も同様です。			

診断書を依頼する前に、就労不能期間の記載が可能であるか必ず医師に確認してください。

VI 住所・氏名その他重要事項等の変更

借用証書、返還明細書等に記載した事項のうち、下表に示す事由に変更が生じた場合は、該当する事項の届・願等を速やかに熊本県高校教育課に提出して下さい。

提出すべき書類の様式は、本手引きに添付していますのでコピーして使用してください。

変更事項	提出事由	提出書類	備考
通学支援奨	①住所の変更	①氏名·住所変更届	事実発生のつど届出
学生に関す	②改姓·改名	(P12参照)	
ること	③連絡先の変更		
	④死亡したとき	①死亡届 (P20参照)	連帯保証人等が届出
		②戸籍抄本又は死亡診断書	
連帯保証人	①住所の変更	①連帯保証人の変更届	①事実発生のつど届出
に関するこ	②改姓·改名	(P14参照)	②通学支援奨学生の配偶者
ک	③連絡先の変更	②「連帯保証人の変更届」	を連帯保証人にすること
	④連帯保証人の変更	添付書類	はできません。
		(P16参照)	
		③調査等同意書	
		(P18参照)	
		④印鑑登録証明書	
		※②~④は連帯保証人を変	
		更する場合のみ提出	
返還方法に	①口座振替又は納付	①通学支援奨学金返還方法	①割賦方法について、
関すること	書納付に変更する	変更願	・半年賦→年賦 ・ボーナス併用→年賦
	とき	(P22参照)	は毎年4月のみ変更可。
	②割賦方法を変更す	②口座振替申出書	②その他の割賦方法の変更
	るとき	※②は口座を変更する場合	は毎年4月又は10月に
		のみ提出(用紙は熊本県	変更可。
		高校教育課から発送しま	
		す)	

※諸願・諸届には必ず通学支援奨学生番号を明記してください。

変更等の手続きは、適切な時期に確実に行ってください。手続きを怠ると、返還についての大切なお知らせが、お手元に届かなくなるなど、不利益が生じることがあります。

WI 返還金の滞納と督促

納入期限(返還の期限)までに返還しないときは滞納となり、以下のとおり対応することになります。

(1) 督促状及び催告状の発送

通学支援奨学生本人に対して納入期限後30日以内に督促状を発します。 また、連帯保証人に対しても同時に催告状を送付します。

(2) 文書、電話、訪問による催告

督促状発送以降、通学支援奨学生本人に加え、連帯保証人に対して文書・電話・訪問による催告を同時に行っていきます。

連絡がとれない場合等には勤務先にも行うことがあります。

(3) 支払督促申立て、強制執行等

催告を行っても滞納が解消されない場合、支払督促申立・強制執行など裁判 上の手続き(法的措置)をとることになります。

支払督促申立・強制執行等は連帯保証人に対しても同時に行います。

(4) 延滞利息の徴収

返還金の延滞が6ヵ月経過するごとに、延滞額に対し2.5%の延滞利息を 徴収します。延滞利息はたとえ元金を返還しても免除されません。

借用証書で約束した納入期限(返還の期限)は必ず守
ってください。
万一、期限を過ぎて返還された場合、必ず高校教育
課に電話連絡をしてください。
現在、通学支援奨学金制度を維持していくために、滞
納された奨学生、連帯保証人に対して、裁判所での手
続きを経て、奨学金の回収を行っています。
温温会は然連のために
返還金は後輩のために

Ⅲ 各種様式及び記入例

◆「通学支援奨学金返還猶予申請書」(第22号様式)	P10
◆「氏名・住所変更届」(第13号様式)	P12
◆「連帯保証人の変更届」(第14号様式)	P 1 4
◆「連帯保証人の変更届」添付書類	P16
◆「調査等同意書」	P18
◆「死亡届」(第21号様式)	P20
◆「通学支援奨学金返還方法変更願」(第9号様式)	P22
参考様式	
◆「通学支援奨学金借用証書」(第19号様式)	P24
◆「誓約書」(第6号様式)	P25
◆「保証書」(第4号様式)	P26

※熊本県教育委員会ホームページにも上記様式(参考様式は除く) を含む熊本県通学支援奨学金の各種様式を掲載しています。

熊本県 通学支援奨学金

検索

別記第22号様式(第19条関係)

通学支援奨学生					
番号					

通学支援奨学金返還猶予申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 类 学 生	住	所	Ŧ	_	電話	_		
	氏	名						印
連帯保証人	住	所	₹	_	電話	_	_	
	氏	名						印

下記の事由により、通学支援奨学金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借	用	期	間	年	月から	年	月まで(月間)
借	用	金	額				円	
希望の	の返還	と と	期間	年	月から	年	月まで	
		きの理書						

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、傷病、その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

奨学生番号を2つお持ちの方は、奨学生番号ご とにそれぞれ猶予申請を提出してください。

別記第22号様式(第19条関係)

県への提出日を記入

通学支援奨学金返還猶予申請書

平成30 年 4月 15日

熊本県教育委員会 様

通学支援	住	所	〒862—8609 電話090—1111—1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
关 于 工	氏	名	奨学 太郎 奨 学	
連帯保証人	住	所	〒862—8609 電話080—2222—2222 熊本市中央区水前寺6-18-1	それぞれ 押印
	氏	名	奨学 次郎	

下記の事由により、通学支援奨学金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借	用	期	間	H27 年 4 月から H30 年 3 月まで(36 月間)
借	用	金	額	1. 080. 000 円
希望	の返還	置猶予:	期間	H30 年 10 月から H34 年 3 月まで
返货	還 猶 う (箇条		里 由	【進学の場合】○○大学に進学のため 【在学の場合】○○高校に在学中のため 【傷病の場合】○○病のため1年間就労できないため 【災害の場合】○○によい被災したため

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、傷病、その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

別記第13号様式(第12条関係)

通学支援奨学生					
番号					

				田 ク				
		rt		4				
		片 /	占 •	住所変	更 届			
						年	月	F
熊本	県教育委員会	様						
		学校名						
	通 学 支 援 奨 学 生	住 所	〒	_	電話	_	_	
		氏 名					印	
	連帯保証人	住 所	〒	_	電話	_	_	
		氏 名					印	
下記の	とおり、改姓・	転居しまし	たのつ	で届けます。 記)		·	
変 更 前	ī -							
姓選	Ĩ.							
変 更 前	Ĩ	電話	<u> </u>	_	_			
変更後	Ĩ	電話	<u> </u>	_	_			

奨学生番号を2つお持ちの方 は、2つ記入してください。

別記第13号様式(第12条関係)

更更

後

熊本市中央区水前寺6-18-1

県への提出日を記入 氏名·住所変更届 平成30 年 11月 15日 奨学金貸与時の学校を記入 熊本県教育委員会 様 学校名 水前寺高等学校 〒862-8609 電話090-1111-1111 通学支援 住 所 奨 学 生 熊本市中央区水前寺6-18-1 奨学 太郎 氏 名 〒862-8609 電話080-2222-2222 それぞれ 住 所 押印 熊本市中央区水前寺6-18-1 連帯保証人 氏 名 奨学 次郎 下記のとおり、改姓・転居しましたので届けます。 クマモト タロウ 変 更 改姓の場合に記入 改 熊本 太郎 前 フリガナもお忘れなく ショウガク タロウ 変 姓 更 奨学 太郎 後 〒123-4567 電話080-5555-5555 住|更 熊本県八代市●●町1-1-1 所 | 前 住所変更の場合に記入 変 変 〒862-8609 電話090-1111-1111 ✓

別記第14号様式(第12条関係)

通学支援奨学生					
番号					

								年	月 目
熊本	県教育委員会	様							
		学を	芝 名						
	通学支援	住	所	Ŧ	_		電話	_	_
		氏	名						印
	変更後の連挙保証人	フリ 住	ガナ 所	Ŧ	_		電話	_	_
	連帯保証人	フリ 氏	ガナ 名						実印
	変更前の	住	所	₹	_		電話	_	_
	連帯保証人	氏	名						印
					記				1
連帯	持保証人の変更			年	月	F	目から		
変氏	2 名								
変更後の	年 月 日					年	月	日生	(満 才)
連帯保	所								
保 本証	(人との続柄								
人	務(連絡)先								
	更 前 の 保証人氏名								
連構	持保証人の改姓	• 住所	の変更	į.		年	月	日から	
亦面紀		:)							

注意 連帯保証人を変更しようとするときは、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

別記第14号様式(第12条関係)

奨学生番号を2つお持ちの方 は、2つ記入してください。

県への提出日を記入 連帯保証人の変更届 平成30 年 11月 14日 熊本県教育委員会 様 学校名 水前寺高等学校 通学支援 〒862-8609 電話090-1111-1111 住 所 奨 学 生 熊本市中央区水前寺6-18-1 奨学 太郎 氏名 それぞれ各自 **自筆**で記入し 〒123-4567 電話090-3333-3333 フリガナ てください クマモトケンヤツシロシ●●マチ 住 所 必ず**実印** 変更後の 熊本県八代市●●町1-1 連帯保証人 フリガナ クマモト ハナコ 花熊子本 花子 氏名 熊本 〒862-8609 電話080-2222-2222 住 所 変更前の 熊本市中央区水前寺6-18-1 連帯保証人 奨学 次郎 氏名 記 1 連帯保証人の変更 平成30 年 11月 14日から 氏 名 熊本 花子 爭 昭和21年 21月 21日生(満71才) 生 年 月 日 後 連帯保証人を変更す \tilde{O} る場合に記入してく 所 | 熊本県八代市●●町1-1 連 住 ださい 帯 保 本人との続柄 叔母 証 熊本商事(096-●●●-●●●) → 勤務先の電話番号も明記 人 勤務(連絡)先 更 前 奨学 次郎 連帯保証人氏名 平成30 年 11月 14日から 2 連帯保証人の改姓・住所の変更 連帯保証人の氏名又 は住所が変更になっ 変更後の氏名(新住所) | (奨学 花子)熊本市中央区水前寺6-18-1 た場合に記入してく 変更前の氏名(旧住所) | (熊本 花子)熊本県八代市●●町1-1 ださい 注意 連帯保証人を変更しようとするときは、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付し てください。

添付書類もお忘れなく。氏名又は住所のみの変更の場合不要。

「連帯保証人の変更届」添付書類

通学支援奨学生	の通学支援奨学金返還債務の連帯保証人を	を変更す	
るにあたり、「連帯保証人の変更届」を提出	する理由は次のとおりです。		
旧保証人		即	
新保証人		実印	

1 保証人を変更する理由

	1~6の該当する番号の1つに○をしてください(複数選	択不可)
	1 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減	
主たる生計維持者 の変更	2 旧保証人の死亡	
0)发文	3 旧保証人と通学支援奨学生が異なる世帯になった (例 旧保証人の離婚)	
	4 破産手続開始の申立てをした又はする予定	
旧保証人の債務超過	5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定	
2 M/h	6 1から5以外の理由(詳細を記入してください:	
その他)

2 旧保証人の所得の状況

所得の種類	所得額(給与所得は手取金額、	年金所得は年金受給額)
(該当するものに○(複数選択可))	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

3 新保証人の状況

(1) 次の事項に該当する場合 □に**√** を記入してください。 □ 新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。

(2) 新保証人の所得の状況

所得の種類	所得額(給与所得は手取金額、	年金所得は年金受給額)
(該当するものに○(複数選択可))	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

(3) 新保証人の借入の状況

主な借入先	借入残高の合計	毎月の返済額の合計
	円	円

「連帯保証人の変更届」添付書類

	通学支援奨学生	奨学 太郎 の通学支援奨学金社 それぞれ押印してください。))
する	にあたり、「連帯保証人	の変更届」を提出する理由は次のとおりです。	
	れぞれが <u>自筆</u> で記入し ください。	旧保証人 奨学 次郎 グラ	
	· ·	新保証人 熊本 花子 花熊	
1	保証人を変更する理由	実印 を押印	
		1~6の該当する番号の1つに○をしてください(複数選択不可)	
		1) 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減	
	主たる生計維持者 の変更	2 旧保証 該当する項目に○を記入して ください。	
		3 旧保証人と通学支援奨学生が異なる世帯になった (例 旧保証人の離婚)	
		4 破産手続開始の申立てをした又はする予定	
	旧保証人の債務超過	5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定	
	2014	6 1から5以外の理由(詳細を記入してください:	
	その他)

2 旧保証人の所得の状況

給与・年金・事業・その他	300万円	100万円
(該当するものに○(複数選択可))	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
所得の種類	所得額(給与所得は手取金額、	年金所得は年金受給額)

3 新保証人の状況

- (1) 次の事項に該当する場合 □に✔ を記入してください。 □ 新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。
- (2) 新保証人の所得の状況

所得の種類	所得額(給与所得は手取金額、	年金所得は年金受給額)
(該当するものに○(複数選択可))	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	400万円	450 万円

 (3) 新保証人の借入の状況
 借入がない場合は「0」を記入。

 主な借入先
 借入残高の合計
 毎月の返済額の合計

 (株)水前寺銀行
 120万円
 6.000円

調査等同意書

熊本県通学支援奨学金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県通学支援奨学金の返還が完了するまで、 下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

平成 年 月 日

熊本県教育委員会様

申請者本人 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 即

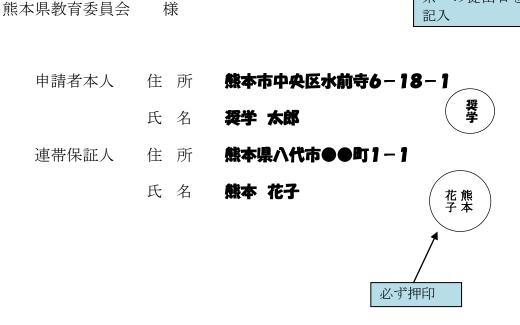
調査等同意書

熊本県通学支援奨学金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県通学支援奨学金の返還が完了するまで、 下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

平成30年 4月 1日

県への提出日を



別記第21号様式(第18条関係)

通学支援奨学生					
番号					

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人) 又 は	住	所	Ŧ	_	電話	_	_
親族人	氏	名					印

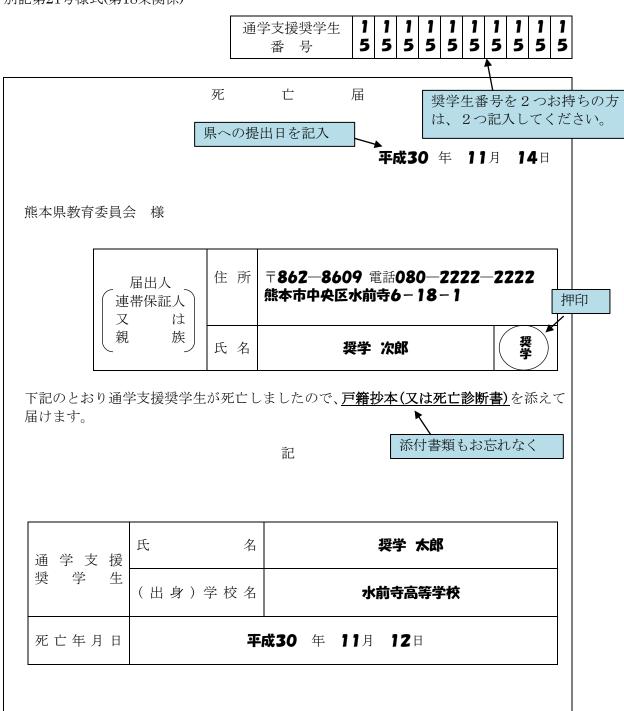
下記のとおり通学支援奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届けます。

記

通学支援	氏 名				
奨 学 生	(出身)学校名				
死亡年月日		年	月	日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との続柄を示す書類を提出してください。

別記第21号様式(第18条関係)



※ 親族が届出をされる場合は、本人との関係を示す書類を提出してください。

別記第9号様式(第9条関係)

通学支援奨学生					
番号					

通学支援奨学金返還方法変更願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

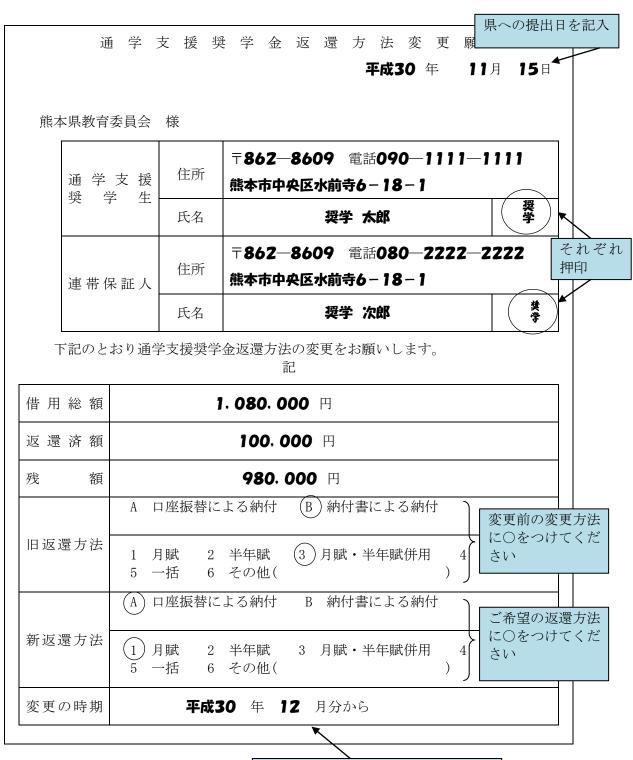
通 学 支 援 奨 学 生	住所	₹	_	電話	_	_
突 字 生	氏名					印
連帯保証人	住所	₹	_	電話	_	_
	氏名					印

下記のとおり通学支援奨学金返還方法の変更をお願いします。 記

借用総額	円
返還済額	円
残 額	円
	A 口座振替による納付 B 納付書による納付
旧返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 月賦・半年賦併用 4 年賦 5 一括 6 その他()
	A 口座振替による納付 B 納付書による納付
新返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 月賦・半年賦併用 4 年賦 5 一括 6 その他()
変更の時期	年 月分から

別記第9号様式(第9条関係)

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。



変更の希望月を記入してください。

別記第19号様式(第17条関係)

通学支援奨学生					
番号					

通学支援学金借用証書

借用金額

千	百	+	万	千	百	+	円

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による通学支援奨学生として 上記金額を借用いたしました。ついては条例その他の規約を守り、私ども連帯で通学支援 奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一、通学支援奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、通学支援奨学金返 還明細書に記載した返還期限の到来前において貴教育委員会の指定した日まで返還未済額 の全部を一括返還することを請求され、また未済額及び延滞金について強制執行の手続き を取られても異議ありません。

借用金内訳

借用期間	借用金月額(円)	金 額(円)
_		
_		
_		
_		
借用金総額	_	

年 月 日

熊本県教育委員会様

通学支援奨学生 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

注意 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

別記第6号様式(第5条関係)

通学支援奨学生					
番 号					

誓 約 書

私は、通学支援奨学金の貸与を受けることとなりましたので、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。

なお、貸与を受けた通学支援奨学金の返還をするときは、その返還について同条例等の 規定に従って履行することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

	学 校 名					
		〒	_	電話	_	
通学支援奨学生	フリガナ					
	住 所					
	フリガナ					rп
	氏 名					印
		₹	_	電話		_
** # /ロ **	フリガナ					
連帯保証人(生計の主たる	住 所					
維持者)	フリガナ					実
	氏 名					印
	氏 名					印

注意 連帯保証人は印鑑証明書を添付してください。

別記第4号様式(第3条関係)

保 証 書

住 所

通学支援奨学生申請者

氏 名

上記の者が、このたび熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による 熊本県通学支援奨学金の貸与を申請します。

つきましては、通学支援奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成 長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については連帯保証人としての義務を履行します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

		₹	_	電話	_	_
	フリガナ					
連帯保証人(生計の主たる	住所					
維持者)	フリガナ					
	氏 名					印
			本人	、との続柄()	

(様式第1号) (熊本県控)

熊本県育英資金返還金口座振替申出書 (新規·解約)

(熊本県通学支援奨学金返還金も含む) ※該当する部分を○で囲んでください。

熊本県教育長 様	年	月	E
----------	---	---	---

奨学生番号					奨学生氏	名					
			郵便番号(_)	電話番	≨号(_	_)
納入義務者	住	所									
(奨学生又は 連帯保証人)	フリ	ガナ								印	
	氏	名		***************************************	***************************************	***************************************		••••••••••••••••••••••			

私は、熊本県へ納入すべき返還金の支払いを口座振替によって納入することとしたいので、下記の 金融機関へ送付してください。

指定額・貯金 口 座 名 義 人	フリガナ 氏 名								お届印	印	
	金融機関・ 支店支所名	肥後	銀行		200000000000000000000000000000000000000			支店 支所	種目	1 2	普通 当座
指定口座	金	融機関・支店を	(関・支店番号コード			口座番					
(預・貯金口座)		***************************************									
振替開始月	平成	年	月分より		振春	本 日	毎月	25 目			

※預貯金種目は1・2の該当するものに○をつけてください。

※記入及び申込上の注意事項

《新規の場合》

- 1 口座振替納付を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、県内の肥後銀行本支店 の窓口へお申し込みください。
- 2 口座振替日は原則として毎月25日です。ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日とな ります

《解約の場合》

- 1 口座振替解約を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、お取引の肥後銀行本支店へお申し込みください。
- 2 お申し込み翌々月から口座振替解約となります。

(金融機関承認欄) 当行(店)に上記口座名義人の預貯金口座のあることを確認し、熊本県育 英資金貸与基金条例第10条、及び熊本県高等学校再編整備に伴う通学支 援奨学金貸与条例第7条に基づく返還金口座振替依頼書を受理しました。	金融機関受付印
取引金融機関	

(熊本県控)学校→申請書→肥後銀行→申請者→学校→高校教育課

返還金は後輩のために

- □熊本県では、県立高校の再編整備に伴い新設高校 等に通学する人で、通学に要する費用が増加する ことにより修学が困難となる人に対し、必要な資 金を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に 貢献し得る人材を育成することを目的として、通 学支援奨学金制度を設けています。
- □卒業後に返還いただく返還金は、後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。
- □返還金の納入は借用証書で約束した納入期限を 守ってください。
- □熊本県では、平成22年度から返還を延滞された 奨学生及び連帯保証人等に対して、返還残高の一 括請求を行い、関係裁判所への支払督促申立、強 制執行申立等の法的措置を実施中です。
- □借用証書提出後、記載事項に変更があったときは、 速やかにその旨届け出てください。
- 口卒業後に大学進学等で返還の猶予を希望する場合 は、手続き漏れのないようにしてください。